

- 姉沼土地改良区
- 土場川土地改良区
- 天間林土地改良区
- 川内町土地改良区
- 枝川鶴田土地改良区
- 白山溜池土地改良区
- 広田堰土地改良区
- 小戸六溜池土地改良区
- 鳴沢土地改良区
- 大田光土地改良区

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一
代表取締役 伊藤直彦
- 三 変更しようとする事項

届出年月日	区 分	変更前	変更後	変更年月日
平成十八年五月三十日	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設の施設運営に関する事項	株式会社ユニバースのみ実施時刻 午前10時～午後11時	株式会社ユニバースのみ実施時刻 午前10時～午後11時	平成十八年六月二十六日
平成十八年五月三十日	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設の施設運営に関する事項	株式会社ユニバースのみ実施時刻 午前10時～午後11時	株式会社ユニバースのみ実施時刻 午前10時～午後11時	平成十八年六月二十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	開設の運び閉店時刻及び営業を行う者	開設の運び閉店時刻及び営業を行う者	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日までは午前九時、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前八時）	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日までは午前九時、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前八時）	
小規模小売店舗	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日までは午前九時、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前八時）	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日までは午前九時、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等の一定期間は午前八時）	
大規模小売店舗	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	
小規模小売店舗	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井字八ツ橋七三の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
成田 勝雄
青森市桜川六丁目二二の四
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	大規模小売店舗の開設に關する事項	平成 一六・六・三〇

間帯	十五分まで	前八時三十分、お盆・年末等の一定期間午前十五時)から午後十一時
----	-------	---------------------------------

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 午前九時三十分から午後十一時	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 午前九時三十分から午後十一時	平成一六・六・三〇

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等一定期間午前五時	平成 一六・六・三〇
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分(ただし日祝祭日午前八時三十分)から午後十一時三十分	午前九時三十分(ただし年間十日間午前八時三十分、日祝祭日午前八時三十分、お盆・年末等一定期間午前十一時十五分まで)	

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社パセリー菜の(ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等一定期間午前十一時十五分まで)	平成 一六・六・三〇

に関する事項	前九時(閉店時刻) 午後十時	午前九時、日祝祭日午前九時(お盆・年末等)の一定期間(午前五時)閉店時刻変更なし
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時十五分まで	午前八時三十分(お盆・年末等の一定期間午前五時)から午後十時十五分まで

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び東北町役場

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び開店時刻	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアキ、有限会社ドラッグユニのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時 (ただし、日祝祭日午前九時、日祝祭日午前八時)	平成 一六・六 三
来客が駐車場を利用することができる時間帯	第一駐車場 午前九時三十分(ただし日祝祭日午前八時三十分)から午後十一時三十分まで	第一駐車場 午前九時三十分(ただし日祝祭日午前八時三十分)から午後十一時三十分まで	

四 届出年月日

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭